商品説明書(期限前解約利率)　大牟田柳川信用金庫

令和2年6月1日現在

1. 自由金利型定期預金［ M型 ］(スーパー定期)

預入期間	3年未満の預金	3年以上4年未満の預金	4年以上5年未満の預金	5年の預金
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
4年以上5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%

(小数点第4位以下は切捨て)

2. 自由金利型定期預金 (大口定期預金)

(1) 預入日の1ヵ月後の応答日の前日までに解約する場合は、次のA、B及びCのうち最も低い利率。(小数点第4位以下切捨て)

A　解約日における普通預金の利率

B　約定利率 -約定利率×30%

C　約定利率 ー(基準利率ー約定利率)×(約定日数ー預入日数)÷預入日数

(2) 預入日の1ヵ月後の応答日以後に解約する場合は、A及びBの算出により計算した利率(小数点第4位以下切捨て)うちいずれか低い利率。

A　約定利率 -約定利率×30%

B　約定利率 ー(基準利率ー約定利率)×(約定日数ー預入日数)÷預入日数

※ 但し、0%を下限とします。なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を預金通帳、証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合の、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

3. 期日指定定期預金

預入期間	解約日の普通預金利率
6ヶ月未満	2年以上利率×40%
6ヶ月以上1年未満	2年以上利率×50%
1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率×60%
1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率×70%
2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率×90%
2年6ヶ月以上3年未満	

(小数点第4位以下は切捨て)

4. 変動金利定期預金

預　入　期　間	2年の預金	3年の預金
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%
2年以上2年6ヶ月未満		約定利率×70%
2年6ヶ月以上3年未満		約定利率×90%

(小数点第4位以下は切捨て)

【ご注意】

初回の中間利払日以後から満期日の前日までに解約又は一部解約するとき、前記の中間解約利率により計算した利息額は、一部の場合を除き、既にお支払いした中間払利息額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)より少額となります。その場合には、その差額の清算が必要です。

【その他参考となる事項】

・金利については窓口までお問い合わせください。

・満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。

【苦情処理措置・紛争解決措置】

苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部（9時～15時、電話：0944-52-3358）にお申し出ください。

紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務部または全国しんきん相談所（9時～15時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫法務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。